



令和3年6月29日
【照会先】
政策統括官付参事官付行政報告統計室
室長 前原 正男
衛生統計第二係
(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)
(直通番号) 03 (3595) 2919

令和元年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目 次

	頁
I 地域保健・健康増進事業報告の概要	1
II 結果の概要	2
地域保健編	
1 母子保健	2
2 健康増進	5
3 歯科保健	5
4 精神保健福祉	6
5 エイズ	7
6 予防接種	8
7 職員の配置状況	9
健康増進編	
1 健康診査	11
2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	12
3 健康教育	13
4 健康相談	13
5 訪問指導	14
6 がん検診	15
7 肝炎ウイルス検診	17
III 統計表	18
IV 用語の解説	24

令和元年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況

令和元年度に市区町村へ妊娠の届出をした者は 914,183 人で、妊娠週（月）数別にみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が 854,568 人（構成割合 93.5%）と最も多くなっている（表1）。

表1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

（単位：人）

		平成27年度 (2015)	構成割合 (%)	28年度 ('16)	構成割合 (%)	29年度 ('17)	構成割合 (%)	30年度 ('18)	構成割合 (%)	令和元年度 ('19)	構成割合 (%)
総 数		1 053 444	100.0	1 008 985	100.0	986 003	100.0	933 586	100.0	914 183	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 (第3月以内)	971 189	92.2	934 094	92.6	916 723	93.0	871 297	93.3	854 568	93.5
	満12～19週 (第4～5月)	62 790	6.0	57 535	5.7	52 823	5.4	47 181	5.1	45 318	5.0
	満20～27週 (第6～7月)	8 124	0.8	7 449	0.7	7 138	0.7	6 843	0.7	6 482	0.7
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	4 169	0.4	3 958	0.4	3 852	0.4	3 833	0.4	3 769	0.4
	分娩後	2 614	0.2	2 840	0.3	2 115	0.2	1 987	0.2	1 940	0.2
	不 詳	4 558	0.4	3 109	0.3	3 352	0.3	2 445	0.3	2 106	0.2

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

令和元年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,145,818 人、「産婦」413,541 人となっている（表2）。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

（単位：人）

		平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 297 668	1 232 652	1 202 301	1 161 408	1 145 818
	精密健康診査受診実人員	11 994	11 741	11 322	11 993	10 787
産 婦	一般健康診査受診実人員	84 084	90 764	168 023	335 034	413 541
	精密健康診査受診実人員	18	31	35	77	74

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

市区町村が実施した令和元年度の乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月児」が856,911人と最も多く、受診率は95.4%となっている(表3)。

市区町村が実施した令和元年度の幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月児」887,583人、「3歳児」919,593人となっている。受診率は、「1歳6か月児」95.7%、「3歳児」94.6%となっている。(表4)

表3 乳児の健康診査の実施状況

	平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
一般健康診査受診実人員(人)					
1～2か月児	257 595	252 807	244 765	240 553	229 614
3～5か月児	1 019 963	991 573	949 973	933 403	856 911
6～8か月児	385 209	365 853	351 519	351 373	336 210
9～12か月児	745 981	730 780	704 262	692 854	663 642
受診率(%) ¹⁾					
1～2か月児	85.1	85.7	86.4	86.8	87.6
3～5か月児	95.6	95.6	95.5	95.8	95.4
6～8か月児	83.7	83.2	84.0	84.7	86.2
9～12か月児	84.2	83.7	84.2	84.5	85.7

注：1)受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100(計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

		平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)		
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 008 449	1 008 405	978 831	952 991	887 583	
		受診率(%) ²⁾	95.7	96.4	96.2	96.5	95.7	
			精密健康診査受診実人員	15 058	14 916	15 445	15 090	14 758
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 017 584	1 000 319	984 233	996 606	919 593	
		受診率(%) ²⁾	94.3	95.1	95.2	95.9	94.6	
			精密健康診査受診実人員	57 191	59 734	63 144	65 477	66 831
	4～6歳児 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	50 483	42 420	42 710	44 131	45 308	
		受診率(%) ²⁾	81.3	80.2	81.3	81.8	83.0	
		精密健康診査受診実人員	3 034	2 179	2 219	1 494	2 443	
その他 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	60 701	54 268	57 819	56 466	50 045		
	精密健康診査受診実人員	846	953	1 016	1 292	812		

注：1)「4～6歳児」及び「その他」については法定外の健康診査である。

2)受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100(計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

令和元年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」870,532人、「産婦」275,900人、「乳児」669,481人、「幼児」804,074人となっている(表5)。

令和元年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」707,902人が最も多く、次いで「乳児」565,005人となっている(表6)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
妊 婦	736 388	800 878	846 905	859 535	870 532
産 婦	259 315	258 276	261 389	284 072	275 900
乳 児	749 141	736 461	713 283	716 731	669 481
幼 児	899 795	873 432	854 627	838 646	804 074

表6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
妊 婦	27 242	33 038	34 350	39 039	38 367
産 婦	738 063	736 087	732 888	732 955	707 902
新生児 ¹⁾	257 914	244 852	240 517	223 532	210 267
未熟児	53 279	51 110	49 362	47 003	44 940
乳 児 ²⁾	586 257	598 770	582 301	592 874	565 005
幼 児	163 719	157 198	155 148	149 587	144 001

注: 1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

令和元年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は7,213,814人で、そのうち「栄養指導」が4,567,394人と最も多く、次いで「運動指導」が1,459,420人となっている(表7)。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が2,652,092人と多く、「運動指導」では「20歳以上」が1,396,552人と多くなっている(表8)。

表7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
総数	7 753 554	7 648 511	7 492 515	7 795 924	7 213 814
栄養指導	5 198 522	5 047 029	4 874 750	4 980 038	4 567 394
運動指導	1 553 442	1 616 759	1 659 883	1 665 490	1 459 420
休養指導	111 976	116 738	109 682	110 345	121 665
禁煙指導	360 784	350 786	341 901	355 768	373 004
その他	528 830	517 199	506 299	684 283	692 331

表8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

令和元(2019)年度

	被指導延人員				
	総数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総数	7 213 814	524 096	2 750 720	407 757	3 531 241
栄養指導	4 567 394	257 023	2 652 092	230 497	1 427 782
運動指導	1 459 420	35 109	・	27 759	1 396 552
休養指導	121 665	52 838	・	8 385	60 442
禁煙指導	373 004	111 084	・	76 382	185 538
その他	692 331	68 042	98 628	64 734	460 927

注: 1) 「20歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2) 「20歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

令和元年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」4,593,656人、「予防処置」1,972,785人、「治療」13,365人となっている(表9)。

表9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
歯科健診・保健指導	4 881 818	4 869 985	4 969 047	4 874 539	4 593 656
予 防 処 置	2 599 841	2 076 583	2 077 986	2 127 767	1 972 785
治 療	14 219	14 159	13 285	12 028	13 365

注: 訪問によるものを除く。

4 精神保健福祉

令和元年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」895,468人、「デイ・ケア」64,825人、「訪問指導」352,463人、「電話相談」1,584,729人、「メール相談」20,297人となっている（表10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が246,144人と最も多くなっている（表11）。

表10 精神保健福祉の相談等の年次推移

（単位：人）

	相談等延人員				
	平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
相談 ¹⁾	874 035	895 272	892 688	897 236	895 468
デイ・ケア	102 094	94 180	82 712	77 027	64 825
訪問指導	356 144	355 544	348 615	354 721	352 463
電話相談	1 487 976	1 499 772	1 518 028	1 578 041	1 584 729
メール相談	16 210	18 427	18 372	19 026	20 297

注：1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

（単位：人）

		延人員				
		平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
相	談 ¹⁾	874 035	895 272	892 688	897 236	895 468
内 容	老人精神保健	40 096	43 342	43 302	45 070	44 530
	社会復帰	240 219	247 402	248 823	260 962	246 144
	アルコール	32 321	35 094	33 646	35 246	34 353
	薬物	5 728	6 534	6 003	5 854	6 164
	ギャンブル	2 497	2 443	2 817	3 446	3 756
	ゲーム	904
	思春期	19 013	22 220	20 666	23 500	22 664
	心の健康づくり	130 951	129 635	137 260	148 885	150 036
	摂食障害	2 964	3 077	2 816	3 320	2 637
	てんかん	3 546	4 029	4 165	4 692	5 112
	その他	396 700	401 496	393 190	366 261	379 168
2) (再掲)	ひきこもり	35 321	35 279	35 710	37 232	42 211
	自殺関連	18 069	19 406	20 697	21 167	23 803
	(再掲)自死遺族	1 461	1 480	1 710	1 435	1 384
	犯罪被害	631	567	585	602	707
	災害	2 534	1 809	1 561	1 482	1 734

注：1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

2) 「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 エイズ

令和元年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」38,881件、「来所相談」71,110件となっている。

保健所が実施したHIV抗体スクリーニング検査のための採血件数は103,082件、スクリーニング検査後の確認検査においてHIV抗体反応が陽性であったものは238件となっている。(表12)

表12 エイズに関する相談・検査の年次推移

(単位:件)

		平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
相談件数	電話相談	41 888	37 410	37 340	41 113	38 881
	来所相談	64 014	62 305	65 158	71 490	71 110
HIV抗体検査 のための 採血件数	スクリーニング検査	99 696	92 223	94 533	107 598	103 082
	確認検査 ¹⁾	538	513	573	535	440
	陽性件数	302	275	250	243	238
	陽性であった割合 ²⁾ (%)	0.30	0.30	0.26	0.23	0.23

注: 1) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でHIV抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

6 予防接種

令和元年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が 18, 122, 888 人となっている（表 13）。

表 13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

(単位:人)

				平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (DPT)	第1期	初回接種	第1回	517	33	226	545	606
			第2回	704	45	222	535	633
			第3回	1 256	94	237	566	655
		追加接種			8 795	480	259	333
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT)	第1期	初回接種	第1回	31	22	14	15	6
			第2回	28	30	10	6	11
			追加接種	140	97	28	15	26
		第2期			794 328	819 481	816 945	848 832
不活化ポリオワクチン (IPV)	初回接種	第1回	第1回	6 546	3 398	1 511	486	85
			第2回	19 826	10 068	4 922	1 535	161
			第3回	29 627	16 427	8 877	2 775	249
		追加接種			103 418	52 618	32 340	11 898
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン ¹⁾ (DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	1 011 542	990 279	948 790	899 624	881 417
			第2回	1 014 067	995 642	953 153	906 388	889 081
			第3回	1 019 899	1 000 372	956 067	911 094	894 620
		追加接種			989 131	1 030 515	992 716	941 384
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 058 934	1 281 160	1 189 376	1 206 295	1 118 488
			第2回	1 041 164	1 231 550	1 165 250	1 198 094	1 127 566
			追加接種	1 026 416	1 023 443	1 127 679	1 199 217	1 169 482
		第2期			642 397	901 490	1 001 971	1 166 513
ヒブワクチン		第1回	1 017 920	987 725	952 806	894 959	875 258	
		第2回	1 008 902	982 730	944 599	896 345	863 790	
		第3回	1 021 053	997 243	940 973	896 866	854 881	
		第4回	973 293	986 327	965 721	914 777	866 106	
小児用肺炎球菌ワクチン		第1回	1 020 898	989 680	953 458	897 159	880 314	
		第2回	1 012 724	986 225	947 072	899 530	881 497	
		第3回	1 023 026	999 937	943 657	900 018	883 367	
		第4回	979 333	995 444	963 141	913 985	904 067	
子宮頸がん予防ワクチン		第1回	2 711	1 834	3 347	6 810	17 297	
		第2回	2 669	1 805	2 666	5 746	13 571	
		第3回	2 805	1 782	1 847	4 184	9 701	
水痘ワクチン		第1回	1 040 930	1 010 521	973 691	932 471	906 739	
		第2回	1 060 742	881 478	879 423	855 983	862 389	
B型肝炎ワクチン ²⁾		第1回	・	727 485	944 443	889 559	870 662	
		第2回	・	638 610	938 761	891 754	872 752	
		第3回	・	201 749	960 881	869 340	854 998	
麻しん・風しんワクチン ³⁾		第1期	981 521	994 259	961 342	922 446	902 057	
		第2期	997 545	1 001 129	989 751	956 935	973 033	
BCGワクチン ⁵⁾		総 数	1 003 475	988 723	946 852	898 837	879 939	
		5月未満	78 276	60 817	69 591	50 936	46 208	
		5月以上1歳未満	903 422	907 867	877 261	847 901	833 731	
インフルエンザワクチン ⁵⁾		総 数	17 239 503	17 386 306	16 978 015	17 087 513	18 122 888	
		60歳以上65歳未満	31 341	29 354	27 908	26 237	26 272	
		65歳以上	17 096 694	17 223 025	16 950 107	17 061 276	18 096 616	
成人用肺炎球菌ワクチン ^{4) 5)}		総 数	2 446 852	2 784 050	2 827 741	2 629 122	1 090 503	
		60歳以上65歳未満	3 634	2 860	8 660	3 410	3 026	
		65歳相当	749 073	736 802	702 223	635 673	589 358	
		70歳相当	441 240	670 773	866 233	812 371	185 404	
		75歳相当	492 203	574 497	548 987	548 840	112 454	
		80歳相当	330 513	343 779	354 924	297 224	82 600	
		85歳相当	192 150	201 398	210 155	193 538	60 152	
		90歳相当	94 627	98 610	98 546	99 676	37 576	
		95歳相当	29 487	31 049	32 283	32 888	14 401	
		100歳相当	5 178	5 700	5 730	5 502	5 532	

注：1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」を使用する。

2) 「B型肝炎ワクチン」は、平成28年10月1日より定期接種が開始された。

3) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

4) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は、令和元年度の「100歳相当」には101歳以上の者も含めて計上している。

「101歳以上」の者への定期接種は令和元年度限りの特例措置である。

5) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

7 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

令和元年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」26,912人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,651人、「薬剤師」3,186人、「獣医師」2,420人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」9,286人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,649人、「環境衛生監視員」5,019人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成29年度	30年度	令和元年度	各年度末現在		
	(2017)	('18)	('19)	都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 967	55 619	57 207	13 365	22 514	21 328
医 師	891	907	889	415	413	61
歯科医師	125	123	114	46	46	22
獣医師	2 488	2 463	2 420	1 236	1 184	-
薬剤師	3 077	3 186	3 186	1 737	1 446	3
理学療法士	145	145	146	21	47	78
作業療法士	103	101	100	22	35	43
歯科衛生士	704	699	695	86	312	297
診療放射線技師	484	471	445	244	187	14
診療エックス線技師	3	4	4	3	-	1
臨床検査技師	693	701	677	483	185	9
衛生検査技師	50	44	42	8	34	-
管理栄養士	3 440	3 542	3 651	683	880	2 088
栄養士	403	332	320	20	33	267
保健師	25 993	26 342	26 912	3 688	8 030	15 194
助産師	151	175	194	12	56	126
看護師	757	726	686	33	167	486
准看護師	94	89	85	1	6	78
その他	15 366	15 569	16 641	4 627	9 453	2 561
＜再 掲＞ ²⁾						
精神保健福祉士	893	929	804	310	333	161
精神保健福祉相談員	1 286	1 203	1 263	666	577	20
栄養指導員	1 124	1 062	1 161	643	516	2
食品衛生監視員	5 730	5 758	5 649	2 927	2 722	-
環境衛生監視員	4 930	5 104	5 019	2 821	2 198	-
医療監視員	8 930	9 076	9 286	6 549	2 737	-

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士～医療監視員」は、「医師～その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

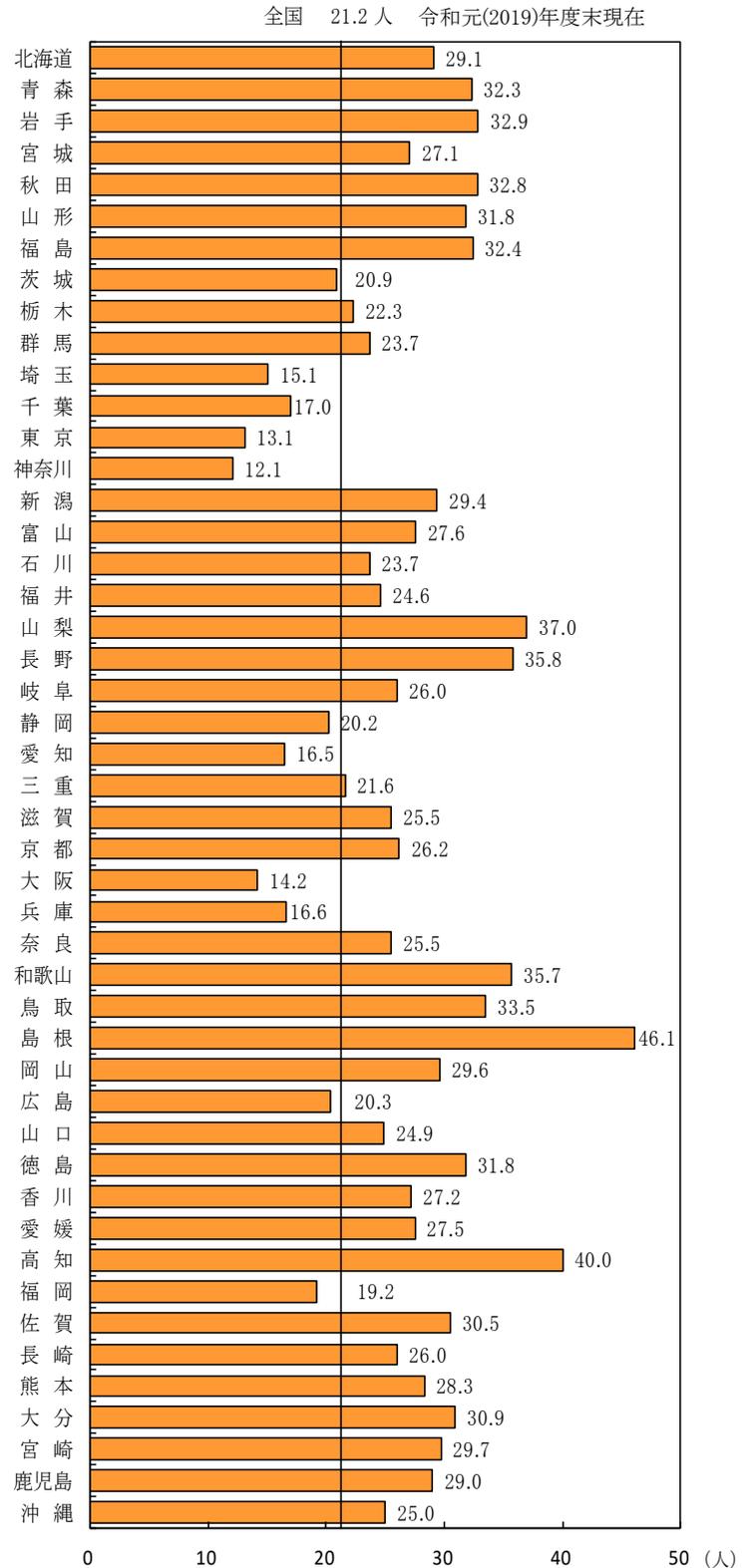
令和元年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、全国では21.2人で、都道府県別にみると、島根県が46.1人と最も多く、次いで高知県40.0人、山梨県37.0人となっている(表15、図1)。

表15 都道府県別にみた常勤保健師数

(単位:人) 令和元(2019)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	26 912	21.2	13.3	28.3
北 海 道	1 534	29.1	11.4	47.2
青 森	412	32.3	14.7	44.0
岩 手	406	32.9	13.9	38.6
宮 城	622	27.1	14.7	37.9
秋 田	323	32.8	14.0	41.3
山 形	344	31.8	14.3	36.9
福 島	610	32.4	18.4	45.8
茨 城	612	20.9	・	20.9
栃 木	438	22.3	13.2	25.6
群 馬	466	23.7	18.3	26.7
埼 玉	1 113	15.1	12.3	16.6
千 葉	1 074	17.0	12.1	19.3
東 京	1 807	13.1	12.7	14.3
神 奈 川	1 118	12.1	10.6	17.3
新 潟	658	29.4	17.6	35.9
富 山	291	27.6	19.5	32.8
石 川	270	23.7	11.9	31.4
福 井	192	24.6	14.4	29.8
山 梨	306	37.0	19.2	42.3
長 野	748	35.8	18.4	39.7
岐 阜	528	26.0	17.4	28.1
静 岡	749	20.2	15.1	23.7
愛 知	1 247	16.5	12.2	20.1
三 重	392	21.6	11.6	23.7
滋 賀	362	25.5	14.3	29.1
京 都	667	26.2	20.4	33.4
大 阪	1 261	14.2	11.8	18.7
兵 庫	921	16.6	11.9	23.6
奈 良	345	25.5	12.4	30.2
和 歌 山	341	35.7	13.9	49.4
鳥 取	188	33.5	28.9	35.8
島 根	313	46.1	25.2	54.9
岡 山	563	29.6	18.4	48.3
広 島	575	20.3	14.2	32.7
山 口	341	24.9	18.8	26.3
徳 島	236	31.8	・	31.8
香 川	267	27.2	15.7	36.1
愛 媛	377	27.5	11.3	37.2
高 知	284	40.0	13.1	63.1
福 岡	986	19.2	14.1	26.0
佐 賀	251	30.5	・	30.5
長 崎	351	26.0	14.7	37.0
熊 本	500	28.3	13.6	38.6
大 分	356	30.9	16.5	41.2
宮 崎	325	29.7	14.7	38.4
鹿 児 島	472	29.0	12.3	38.7
沖 縄	370	25.0	14.6	27.9

図1 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)



注: 1) 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和2年1月1日現在)」により算出した。

注: 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和2年1月1日現在)」により算出した。

健康増進編

1 健康診査

市区町村が実施した健康診査の受診者数は125,187人で、男59,392人、女65,795人となっている(表1)。

検査結果の状況をみると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」44,328人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」36,372人などとなっている(表2)。

表1 性・年齢階級別にみた健康診査における受診者の状況

(単位:人)

令和元(2019)年度

	受診者数	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
総数	125 187	12 773	19 114	11 355	15 914	20 578	45 453
男	59 392	5 738	10 332	6 671	8 974	10 507	17 170
女	65 795	7 035	8 782	4 684	6 940	10 071	28 283

注:1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。

2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表2 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人)

令和元(2019)年度

	受診者数	検査結果								
		血 圧		脂質異常		糖 尿 病		貧 血 (疑いを含む。)	肝 疾 患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	125 187	13 068	36 372	24 774	34 488	44 328	16 108	17 270	18 557	20 964
男	59 392	6 237	18 310	12 337	15 776	20 392	9 070	8 424	11 106	9 922
女	65 795	6 831	18 062	12 437	18 712	23 936	7 038	8 846	7 451	11 042
		受診者数に占める割合(%)								
総数	100.0	10.4	29.1	19.8	27.5	35.4	12.9	13.8	14.8	16.7
男	100.0	10.5	30.8	20.8	26.6	34.3	15.3	14.2	18.7	16.7
女	100.0	10.4	27.5	18.9	28.4	36.4	10.7	13.4	11.3	16.8

注:「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者を行い、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は 356,061 人、骨粗鬆症検診の受診者数は 315,881 人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診 68.0 %、骨粗鬆症検診 15.7 %となっている。(表 3)

市区町村における令和元年度の検診実施率は、歯周疾患検診 77.0 %、骨粗鬆症検診 62.2 %となっている(表 4)。

表 3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

令和元(2019)年度

		受診者数 ¹⁾	指 導 区 分					
			要精検者	受診者数 に占める 割合(%)	要指導者	受診者数 に占める 割合(%)	異常認めず	受診者数 に占める 割合(%)
歯 周 疾 患 検 診	総 数	356 061	242 064	68.0	77 128	21.7	36 708	10.3
	40 歳	80 389	50 807	63.2	20 614	25.6	8 936	11.1
	50 歳	79 416	52 884	66.6	18 524	23.3	7 988	10.1
	60 歳	75 587	52 373	69.3	15 873	21.0	7 313	9.7
	70 歳	120 669	86 000	71.3	22 117	18.3	12 471	10.3
骨 粗 鬆 症 検 診	総 数	315 881	49 740	15.7	89 915	28.5	176 087	55.7
	40 歳	31 763	600	1.9	3 777	11.9	27 384	86.2
	45 歳	28 830	564	2.0	3 442	11.9	24 811	86.1
	50 歳	37 853	1 251	3.3	5 423	14.3	31 171	82.3
	55 歳	37 242	3 238	8.7	9 166	24.6	24 825	66.7
	60 歳	44 005	7 152	16.3	15 309	34.8	21 519	48.9
	65 歳	55 365	12 611	22.8	21 514	38.9	21 208	38.3
70 歳	80 823	24 324	30.1	31 284	38.7	25 169	31.1	

注：1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表 4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 ²⁾				
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	(2015)	('16)	('17)	('18)	('19)	(2015)	('16)	('17)	('18)	('19)
実施市区町村数	1 064	1 121	1 181	1 261	1 337	1 076	1 082	1 085	1 087	1 081
検診実施率(%) ¹⁾	61.3	64.5	68.0	72.6	77.0	61.9	62.3	62.5	62.6	62.2
全国市区町村数	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737

注：1) 検診実施率=(実施市区町村数/全国市区町村数)×100

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

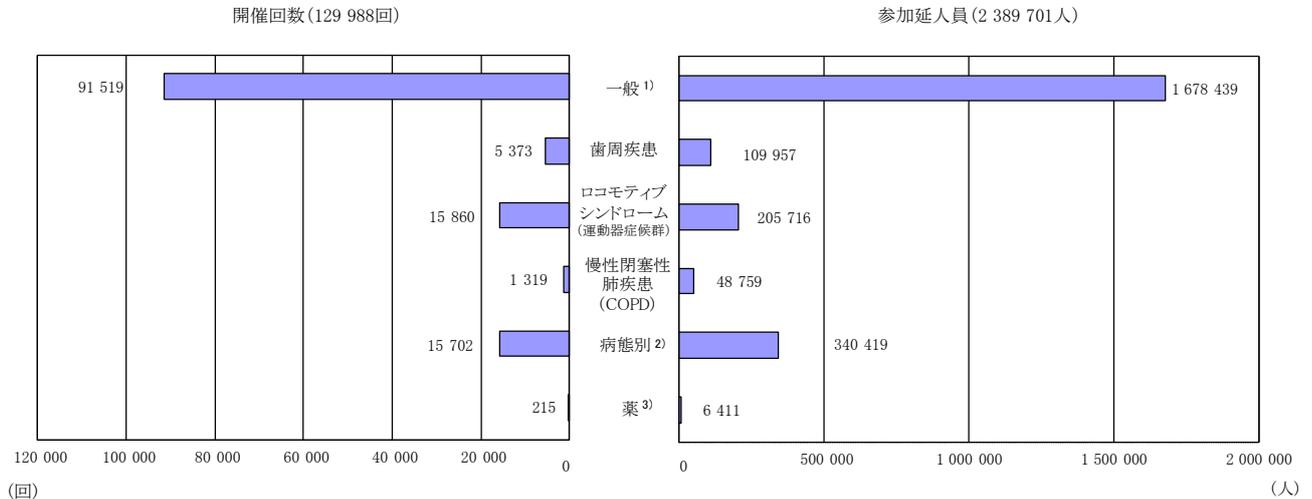
3 健康教育

市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は129,988回、参加延人員は2,389,701人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況

令和元(2019)年度



注：1) 「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。
 2) 「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。
 3) 「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

4 健康相談

令和元年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は1,109,938人であり、そのうち重点健康相談は402,721人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が122,534人と最も多くなっている。(表5)

表5 健康相談の年次推移

(単位:人)

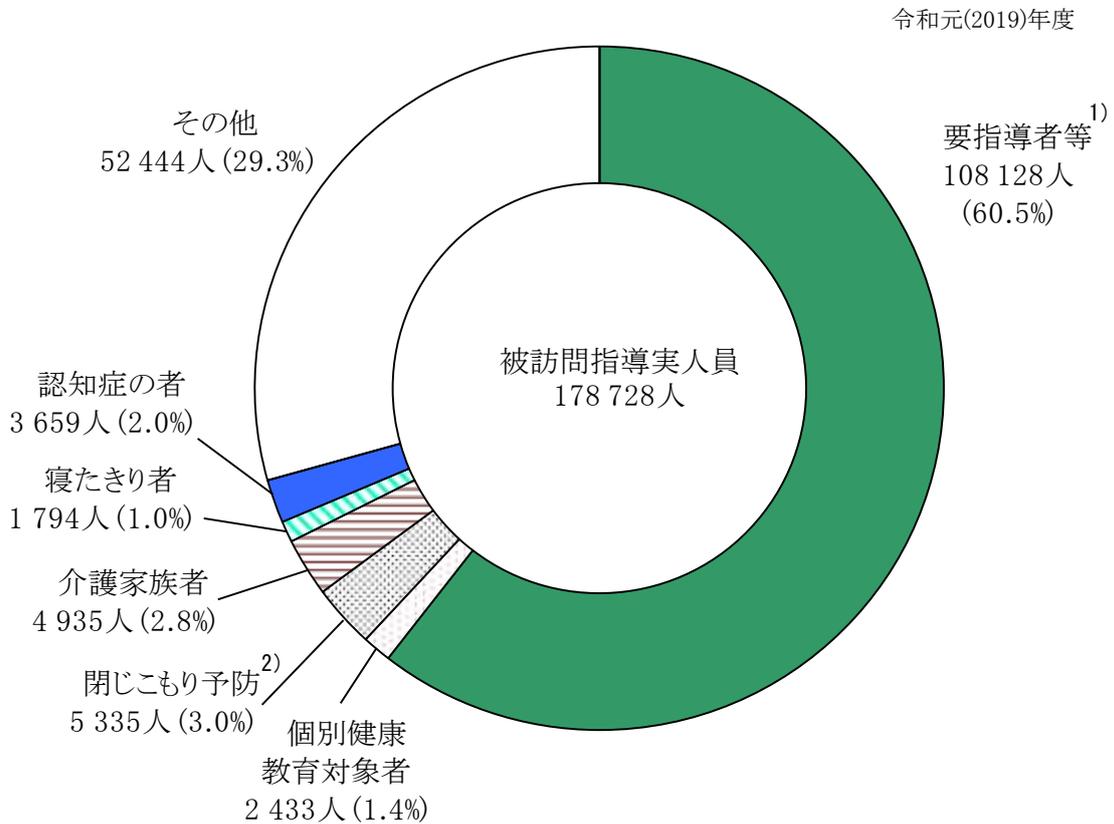
		被指導延人員				
		平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)
総数		1,336,561	1,296,383	1,239,899	1,171,722	1,109,938
重点健康相談	総数	506,695	479,158	456,955	424,630	402,721
	高血圧	75,192	79,985	72,065	63,707	63,210
	脂質異常症	25,287	23,224	23,033	21,315	20,441
	糖尿病	29,437	34,186	34,204	34,361	35,868
	歯周疾患	83,311	77,346	73,050	68,835	65,447
	骨粗鬆症	102,284	96,192	93,220	85,777	76,305
	女性の健康	19,728	19,859	21,795	18,390	18,916
	病態別 ¹⁾	171,456	148,366	139,588	132,245	122,534
総合健康相談		829,866	817,225	782,944	747,092	707,217

注:1) 「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

5 訪問指導

市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は178,728人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が108,128人(60.5%)と最も多くなっている(図2)。

図2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員



注：1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

6 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」7.8%、「肺がん」6.8%、「大腸がん」7.7%、「子宮頸がん」15.7%、「乳がん」17.0%となっている（表6）。

表6 がん検診受診者数及び受診率

令和元(2019)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
受診者数 (人)	1 643 782	3 469 659	3 962 860	3 548 256	2 344 305
受診率 (%) ¹⁾	7.8	6.8	7.7	15.7	17.0

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

(2) がん検診受診率の分布状況

市区町村のがん検診受診率の分布をみると、がん検診受診率が「0～10%未満」と低い市区町村数は、「肺がん」が865（全国市区町村数に占める割合49.8%）と最も多く、次いで「大腸がん」が825（同47.5%）となっている（表7、図3）。

表7 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

令和元(2019)年度

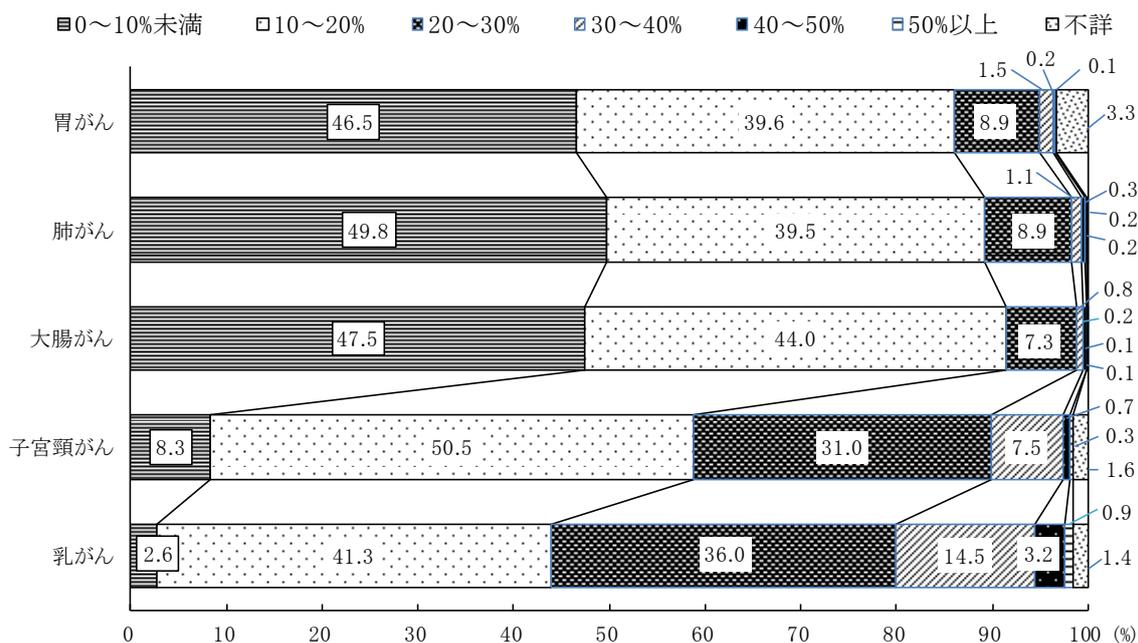
	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0～10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50%以上
胃がん	1 737	808	687	154	26	3	1
肺がん	1 737	865	686	155	19	6	3
大腸がん	1 737	825	765	126	14	4	1
子宮頸がん	1 737	145	878	538	130	12	6
乳がん	1 737	46	718	625	251	56	16

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」27頁「がん検診受診率」参照。

1) 「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

令和元(2019)年度



注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」27頁「がん検診受診率」参照。

(3) 平成30年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

平成30年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうち、がんであった者数のがん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.13%、「肺がん」0.03%、「大腸がん」0.16%、「子宮頸がん」0.03%、「乳がん」0.30%となっている（表8）。

表8 平成30年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

(単位:人)

平成30(2018)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 ¹⁾	1 761 678	3 685 801	4 168 930	3 625 872	2 413 232
要精密検査者数 ¹⁾	119 831	60 122	236 719	82 306	157 548
精密検査受診率 ²⁾ (%)	85.4	83.1	70.3	75.4	89.2
がん検診受診者数に対する割合 (%)	6.80	1.63	5.68	2.27	6.53
がんであった者数 ¹⁾	2 227	1 123	6 802	1 031	7 240
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.13	0.03	0.16	0.03	0.30
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.86	1.87	2.87	1.25	4.60
精密検査未受診者数 ¹⁾	6 849	3 536	30 067	5 421	4 665
精密検査未受診率 ²⁾ (%)	5.7	5.9	12.7	6.5	3.0
精密検査未把握者数 ¹⁾	10 616	6 577	40 349	14 812	12 732
精密検査未把握率 ²⁾ (%)	8.9	11.0	17.0	18.1	7.9

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

1) がん検診受診者数については平成30年度受診者を令和元年度報告で改めて把握したものであり、令和元年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

2) 「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」27、28頁参照。

7 肝炎ウイルス検診

市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」704,773人、「C型肝炎ウイルス検診」704,076人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は3,862人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は1,520人となっている。(表9)

肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は727回、参加延人員は17,340人、健康相談の開催回数は1,784回、参加延人員は9,133人となっている(表10)。

表9 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人) 令和元(2019)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	704 773	3 862	704 076	1 520
40歳	83 455	199	83 527	40
41～44歳	59 403	193	59 474	52
45～49歳	70 233	294	70 399	109
50～54歳	63 513	299	63 646	99
55～59歳	59 164	346	59 235	164
60～64歳	80 880	483	80 811	156
65～69歳	111 700	782	111 364	221
70～74歳	99 106	748	98 682	281
75～79歳	43 076	337	42 833	139
80歳以上	34 243	181	34 105	259

表10 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況

令和元(2019)年度

健康教育		健康相談	
開催回数(回)	参加延人員(人)	開催回数(回)	参加延人員(人)
727	17 340	1 784	9 133

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみた
がん検診の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

令和元(2019)年度

	総 数	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週～分娩まで	分娩後	不詳
		(第3月以内)	(第4～5月)	(第6～7月)	(第8月～分娩まで)		
全 国	914 183	854 568	45 318	6 482	3 769	1 940	2 106
北 海 道	31 191	29 299	1 344	271	170	46	61
青 森	7 074	6 460	526	55	25	7	1
岩 手	6 887	6 312	443	76	44	12	-
宮 城	15 219	13 944	1 037	123	85	20	10
秋 田	4 589	4 307	216	25	18	9	14
山 形	6 367	5 737	546	47	24	12	1
福 島	11 604	10 522	873	121	64	21	3
茨 城	19 077	17 918	863	163	86	42	5
栃 木	12 718	12 077	432	108	79	14	8
群 馬	12 721	11 747	789	111	59	15	-
埼 玉	52 160	48 661	2 469	371	218	165	276
千 葉	43 812	41 088	2 027	350	198	100	49
東 京	115 278	108 282	4 812	796	473	350	565
神 奈 川	69 056	65 083	2 236	434	233	425	645
新 潟	13 481	12 822	553	71	26	9	-
富 山	6 639	6 299	292	32	13	3	-
石 川	8 061	7 661	340	31	9	20	-
福 井	5 692	5 384	236	26	26	4	16
山 梨	5 526	5 072	355	48	24	25	2
長 野	13 885	13 036	602	107	122	6	12
岐 阜	13 045	12 130	758	98	54	2	3
静 岡	24 227	22 519	1 411	181	92	24	-
愛 知	61 486	57 889	2 645	403	236	306	7
三 重	12 217	11 492	555	73	43	6	48
滋 賀	11 219	10 695	423	63	22	4	12
京 都	18 012	16 860	704	197	201	3	47
大 阪	67 929	64 553	2 606	392	262	44	72
兵 庫	40 518	38 206	1 847	234	113	60	58
奈 良	8 522	8 038	307	90	54	5	28
和 歌 山	6 078	5 836	174	38	21	5	4
鳥 取	3 888	3 601	253	26	7	-	1
島 根	4 621	4 130	441	26	12	3	9
岡 山	14 452	13 665	614	93	57	9	14
広 島	20 713	19 691	833	99	55	27	8
山 口	8 623	8 249	308	41	22	2	1
徳 島	4 706	4 443	208	22	19	5	9
香 川	6 611	6 079	456	48	23	2	3
愛 媛	8 344	7 506	745	57	31	5	-
高 知	4 211	3 967	189	33	16	5	1
福 岡	41 007	36 885	3 568	311	165	37	41
佐 賀	6 216	5 373	780	44	15	4	-
長 崎	9 545	8 922	522	64	25	9	3
熊 本	13 576	12 799	605	103	51	16	2
大 分	7 930	7 426	409	58	25	11	1
宮 崎	7 970	7 304	545	67	28	12	14
鹿 児 島	11 842	10 717	979	87	43	16	-
沖 縄	15 638	13 882	1 442	168	81	13	52

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

令和元(2019)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ¹⁾		
	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	26 912	8 030	18 882	21.2	13.3	28.3	127 138 033	60 349 018	66 789 015
北 海 道	1 534	304	1 230	29.1	11.4	47.2	5 267 762	2 663 116	2 604 646
青 森	412	75	337	32.3	14.7	44.0	1 275 783	509 044	766 739
岩 手	406	40	366	32.9	13.9	38.6	1 235 517	288 470	947 047
宮 城	622	156	466	27.1	14.7	37.9	2 292 385	1 064 060	1 228 325
秋 田	323	43	280	32.8	14.0	41.3	985 416	307 403	678 013
山 形	344	35	309	31.8	14.3	36.9	1 082 296	244 998	837 298
福 島	610	170	440	32.4	18.4	45.8	1 881 981	921 664	960 317
茨 城	612	.	612	20.9	.	20.9	2 921 436	.	2 921 436
栃 木	438	69	369	22.3	13.2	25.6	1 965 516	521 754	1 443 762
群 馬	466	130	336	23.7	18.3	26.7	1 969 439	709 229	1 260 210
埼 玉	1 113	321	792	15.1	12.3	16.6	7 390 054	2 619 079	4 770 975
千 葉	1 074	247	827	17.0	12.1	19.3	6 319 772	2 040 374	4 279 398
東 京	1 807	1 338	469	13.1	12.7	14.3	13 834 925	10 561 910	3 273 015
神 奈 川	1 118	747	371	12.1	10.6	17.3	9 209 442	7 068 511	2 140 931
新 潟	658	139	519	29.4	17.6	35.9	2 236 042	788 465	1 447 577
富 山	291	81	210	27.6	19.5	32.8	1 055 999	415 765	640 234
石 川	270	54	216	23.7	11.9	31.4	1 139 612	452 220	687 392
福 井	192	38	154	24.6	14.4	29.8	780 053	263 152	516 901
山 梨	306	36	270	37.0	19.2	42.3	826 579	187 880	638 699
長 野	748	69	679	35.8	18.4	39.7	2 087 307	375 884	1 711 423
岐 阜	528	71	457	26.0	17.4	28.1	2 032 490	408 804	1 623 686
静 岡	749	226	523	20.2	15.1	23.7	3 708 556	1 500 802	2 207 754
愛 知	1 247	427	820	16.5	12.2	20.1	7 575 530	3 492 004	4 083 526
三 重	392	36	356	21.6	11.6	23.7	1 813 859	311 551	1 502 308
滋 賀	362	49	313	25.5	14.3	29.1	1 420 948	343 815	1 077 133
京 都	667	287	380	26.2	20.4	33.4	2 545 899	1 409 702	1 136 197
大 阪	1 261	676	585	14.2	11.8	18.7	8 849 635	5 712 915	3 136 720
兵 庫	921	394	527	16.6	11.9	23.6	5 549 568	3 321 150	2 228 418
奈 良	345	44	301	25.5	12.4	30.2	1 353 837	356 027	997 810
和 歌 山	341	51	290	35.7	13.9	49.4	954 258	366 923	587 335
鳥 取	188	54	134	33.5	28.9	35.8	561 175	186 960	374 215
島 根	313	51	262	46.1	25.2	54.9	679 324	201 981	477 343
岡 山	563	219	344	29.6	18.4	48.3	1 903 627	1 191 223	712 404
広 島	575	267	308	20.3	14.2	32.7	2 826 858	1 886 233	940 625
山 口	341	49	292	24.9	18.8	26.3	1 369 882	260 897	1 108 985
徳 島	236	.	236	31.8	.	31.8	742 505	.	742 505
香 川	267	67	200	27.2	15.7	36.1	981 280	427 131	554 149
愛 媛	377	58	319	27.5	11.3	37.2	1 369 131	511 310	857 821
高 知	284	43	241	40.0	13.1	63.1	709 230	327 575	381 655
福 岡	986	412	574	19.2	14.1	26.0	5 129 841	2 923 729	2 206 112
佐 賀	251	.	251	30.5	.	30.5	823 810	.	823 810
長 崎	351	98	253	26.0	14.7	37.0	1 350 769	666 086	684 683
熊 本	500	100	400	28.3	13.6	38.6	1 769 880	733 721	1 036 159
大 分	356	79	277	30.9	16.5	41.2	1 151 229	478 393	672 836
宮 崎	325	59	266	29.7	14.7	38.4	1 095 903	402 632	693 271
鹿 児 島	472	74	398	29.0	12.3	38.7	1 630 146	602 465	1 027 681
沖 縄	370	47	323	25.0	14.6	27.9	1 481 547	322 011	1 159 536

注：1)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和2年1月1日現在)」である。

統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-1）

令和元(2019)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	1 643 782	3 469 659	3 962 860	3 548 256	2 344 305	7.8	6.8	7.7	15.7	17.0
北海道	57 312	97 408	118 790	143 404	87 140	6.1	4.5	5.4	16.5	14.7
青森	39 263	53 925	69 351	38 620	28 581	15.4	9.9	12.8	18.3	20.0
岩手	34 992	62 289	63 581	37 974	33 297	13.8	12.3	12.5	18.8	25.3
宮城	59 410	116 440	117 799	108 305	62 854	13.8	12.4	12.6	23.1	26.6
秋田	19 808	35 074	46 670	22 698	19 976	9.7	8.4	11.2	13.8	17.4
山形	38 888	72 201	69 713	40 972	31 638	17.4	16.4	15.9	19.8	24.7
福島	54 479	94 151	82 832	49 525	38 603	15.0	12.1	10.7	16.5	20.0
茨城	33 870	111 635	91 970	85 853	50 474	6.5	9.3	7.7	14.1	16.9
栃木	42 328	85 178	90 494	67 808	59 086	11.5	10.5	11.1	18.8	22.5
群馬	42 888	80 744	76 069	78 195	48 614	12.0	10.1	9.5	19.8	20.9
埼玉県	91 815	186 645	225 818	181 976	117 212	7.5	6.2	7.4	14.0	15.2
千葉県	75 187	225 767	225 141	205 694	159 214	7.2	8.8	8.7	17.8	21.2
東京都	130 832	261 364	460 754	339 606	232 843	6.3	4.7	8.3	14.0	16.8
神奈川県	66 256	174 922	204 365	232 579	119 111	5.1	4.6	5.4	14.9	12.5
新潟	50 925	86 659	91 633	54 783	47 943	12.7	9.5	10.0	15.5	20.3
富山	19 734	35 956	31 118	29 521	21 804	11.7	8.5	7.4	16.0	16.7
石川	24 629	39 515	38 481	35 190	25 019	13.0	8.7	8.5	17.7	19.6
福井	7 508	22 454	24 394	26 243	16 158	8.0	7.3	7.9	21.5	21.2
山梨	19 179	53 819	48 660	30 293	25 384	11.4	15.8	14.3	19.3	24.8
長野	21 764	31 855	64 664	59 616	33 860	6.0	3.8	7.8	15.7	16.0
岐阜	26 268	55 241	73 247	61 044	51 998	7.2	6.8	9.0	16.3	21.0
静岡県	59 765	133 107	129 024	115 105	70 787	9.1	8.9	8.6	17.4	18.6
愛知県	106 710	231 919	237 938	220 347	132 174	8.8	7.8	8.0	14.6	15.0
三重	32 515	54 019	61 867	69 096	41 394	10.9	7.4	8.5	19.2	18.3
滋賀	9 782	24 093	30 480	35 223	23 596	4.4	4.3	5.4	16.5	16.0
京都府	13 913	38 074	47 225	47 480	34 016	5.8	3.8	4.7	10.8	19.5
大阪府	63 275	176 714	197 109	232 441	132 701	4.8	5.0	5.6	15.8	14.5
兵庫県	39 251	102 617	148 187	98 429	81 998	4.3	4.6	6.6	10.6	14.0
奈良	13 084	20 383	40 112	28 389	23 275	5.7	3.7	7.3	13.5	16.1
和歌山	18 258	35 859	36 891	31 812	22 456	12.6	9.3	9.5	19.9	19.7
鳥取	21 298	24 709	28 010	25 694	13 656	20.1	11.1	12.6	22.8	23.9
島根	5 274	12 139	20 792	15 854	12 795	5.4	4.6	7.9	15.7	18.6
岡山	19 146	54 712	49 095	53 585	43 841	6.8	7.4	6.7	14.1	18.6
広島	35 533	69 352	75 057	75 948	44 243	7.8	6.2	6.7	15.3	13.6
山口	9 604	24 347	26 504	35 094	19 108	5.3	4.5	4.9	16.8	13.9
徳島	7 087	12 188	14 384	18 106	10 290	5.5	4.0	4.8	16.2	13.3
香川	14 767	31 913	38 414	28 025	23 068	8.7	8.2	9.9	18.1	22.4
愛媛	17 019	29 469	37 338	27 580	23 825	7.0	5.3	6.8	12.0	15.0
高知	9 782	23 629	22 173	12 146	11 245	7.7	8.3	7.8	12.3	16.0
福岡	52 732	83 240	102 245	133 840	74 127	6.7	4.1	5.1	14.6	13.5
佐賀	12 083	26 450	27 247	36 025	18 111	8.4	8.1	8.3	23.0	19.2
長崎	25 687	48 113	40 960	41 507	24 152	10.3	8.8	7.5	18.7	15.6
熊本	29 649	63 152	67 129	62 530	45 303	8.8	9.1	9.7	18.8	20.2
大分	14 262	39 492	30 927	33 210	22 868	7.3	8.7	6.8	15.9	17.7
宮崎	8 453	20 750	36 838	32 763	16 601	4.8	4.8	8.4	17.7	13.6
鹿児島	24 015	53 338	55 520	67 419	44 582	7.8	8.2	8.5	20.0	21.3
沖縄	23 503	52 639	45 850	40 709	23 284	9.6	9.1	7.9	16.3	15.3

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-2)

令和元(2019)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区(再掲)										
東京都区部	102 922	214 601	321 836	256 380	167 232	7.2	5.6	8.5	14.9	17.4
札幌市	10 074	12 522	29 766	74 737	30 953	3.4	1.5	3.6	20.8	13.2
仙台市	18 243	30 117	36 085	29 920	23 743	10.5	7.0	8.3	17.6	22.2
さいたま市	32 661	49 378	46 684	32 129	17 520	14.6	9.3	8.8	14.7	15.4
千葉市	14 141	34 940	32 352	24 282	18 241	9.4	8.7	8.1	16.2	18.5
横浜市	19 717	41 968	73 171	90 993	38 179	4.3	2.7	4.7	16.0	11.5
川崎市	13 149	30 865	29 780	35 746	19 540	7.5	5.1	4.9	13.6	12.2
相模原市	9 007	17 124	17 643	23 069	10 880	7.4	5.8	5.9	15.8	15.4
新潟市	19 364	16 885	28 465	17 070	12 200	16.3	5.2	8.7	14.0	14.7
静岡市	7 725	16 256	17 353	16 325	9 270	6.1	5.8	6.2	15.5	13.4
浜松市	15 647	27 999	26 844	20 497	11 431	11.0	8.7	8.4	12.8	14.2
名古屋	26 970	56 502	68 105	84 849	44 280	7.3	6.2	7.5	…	…
京都市	2 669	12 245	11 515	15 806	11 208	…	2.2	2.1	6.4	…
大阪市	13 061	31 699	36 192	51 237	27 638	3.6	3.0	3.4	11.4	10.5
堺市	6 200	15 086	20 279	26 369	15 317	5.2	4.5	6.1	18.6	16.2
神戸市	8 552	13 916	49 473	22 126	20 371	3.7	2.2	8.0	9.4	13.2
岡山市	5 615	19 770	16 511	15 849	12 491	6.5	7.2	6.0	11.2	17.5
広島市	13 022	30 534	28 660	30 067	18 956	7.5	6.3	5.9	14.1	12.6
北九州市	5 210	5 457	9 672	22 819	11 671	3.8	1.5	2.6	13.6	11.8
福岡市	11 534	9 385	19 346	45 792	15 958	6.0	1.5	3.2	16.9	10.2
熊本	4 452	8 755	11 303	22 221	12 315	3.6	3.0	3.9	17.7	15.4
中核市(再掲)										
旭川市	3 498	5 327	7 563	9 711	6 646	6.1	3.8	5.4	18.8	18.4
函館市	1 524	4 005	3 958	4 415	3 045	2.9	3.6	3.6	10.9	10.4
青森市	4 904	5 026	11 600	4 218	4 020	9.3	4.1	9.5	9.4	12.5
八戸市	5 648	7 641	7 738	7 608	3 713	12.7	8.0	8.1	17.6	15.3
盛岡市	5 001	10 329	7 466	7 681	4 663	9.4	8.7	6.3	12.3	15.6
秋田市	2 334	3 870	7 461	6 038	3 785	4.1	3.0	5.8	12.0	11.6
山形市	5 877	10 782	10 551	4 448	3 997	12.8	10.9	10.7	12.1	16.0
郡山市	10 566	13 504	13 311	8 071	5 607	16.3	10.0	9.9	15.5	17.1
いわき市	5 267	8 715	6 743	3 793	3 582	8.5	6.6	5.1	7.8	10.6
福島市	10 039	13 172	12 444	6 605	5 528	18.3	11.6	11.0	15.7	19.3
宇都宮市	9 812	17 953	18 093	18 130	6 517	11.2	8.4	8.5	17.9	13.1
前橋市	14 124	21 295	20 533	18 744	14 204	22.3	15.8	15.2	25.5	28.0
高崎市	3 093	10 298	9 634	13 920	6 123	5.5	6.9	6.4	18.0	16.3
川越市	3 231	1 391	9 148	3 971	4 552	6.4	1.0	6.4	7.7	13.4
越谷市	4 182	6 789	7 177	9 150	5 961	7.1	4.9	5.1	11.7	16.4
川口市	3 531	10 840	17 529	24 892	8 538	4.8	4.4	7.1	20.3	15.8
船橋市	4 017	31 478	29 487	21 765	15 179	5.2	12.2	11.5	21.7	23.1
柏市	1 384	5 994	7 509	10 133	8 650	5.1	3.5	4.4	14.1	21.8
八王子市	5 172	11 275	20 659	16 397	10 021	8.9	5.0	9.1	15.5	18.2
横須賀市	-	10 052	9 193	12 159	4 362	-	6.3	5.7	17.1	11.1
富山市	6 844	12 338	10 028	6 652	5 189	11.1	7.4	6.0	10.7	12.4
金沢市	12 040	16 038	13 342	8 997	7 638	15.6	8.9	7.4	12.9	17.1
福井市	1 804	6 172	7 373	10 418	5 866	6.5	6.0	7.1	22.6	22.7
甲府市	3 431	7 755	6 240	4 973	4 090	10.1	10.3	8.3	13.6	17.0
長野市	1 494	3 307	6 512	8 872	2 443	2.2	2.2	4.3	12.4	6.7

注: 「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-3）

令和元(2019)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
岐阜市	1 616	3 914	8 278	11 404	6 216	2.4	2.4	5.0	16.4	14.6
豊橋市	3 252	11 214	10 585	7 873	4 651	7.0	7.5	7.1	14.6	12.8
豊田市	6 873	7 786	11 413	6 345	3 446	10.4	4.7	6.9	10.2	8.8
岡崎市	7 982	13 377	16 168	7 624	5 680	11.9	8.7	10.6	13.3	15.5
大津市	897	8 266	8 150	9 959	5 004	1.6	5.9	5.8	20.9	13.2
高槻市	3 025	15 579	11 871	12 866	6 161	6.9	11.1	8.4	23.5	16.8
東大阪市	6 187	11 357	12 094	12 180	7 406	7.6	5.7	6.1	15.7	14.8
豊中市	2 731	2 494	9 110	12 061	5 452	4.5	1.5	5.6	17.9	12.7
枚方市	2 442	10 069	11 613	12 916	6 099	4.0	6.1	7.1	17.0	13.7
八尾市	1 756	4 548	7 160	8 417	4 444	4.5	4.3	6.8	19.8	16.9
寝屋川市	1 817	3 025	3 542	4 186	2 426	5.2	3.3	3.8	12.1	11.2
姫路市	3 203	5 629	7 006	12 420	11 791	4.1	2.6	3.2	15.0	20.9
西宮市	2 236	4 131	5 850	5 079	5 805	2.8	2.1	2.9	6.6	10.8
尼崎市	1 469	3 667	7 946	4 589	4 381	2.0	2.0	4.3	5.6	9.0
明石市	-	3 378	5 332	4 027	3 281	-	2.8	4.5	8.4	10.8
奈良市	1 731	1 369	13 267	9 236	6 645	3.2	0.9	9.2	16.4	16.8
和歌山市	1 892	4 698	4 560	7 894	5 043	4.0	3.2	3.1	14.0	12.9
鳥取市	7 434	9 164	9 824	8 470	4 699	21.2	12.2	13.1	22.5	22.8
松江市	2 100	4 096	5 986	6 167	3 313	9.0	5.2	7.5	18.6	15.9
倉敷市	4 761	11 764	11 265	16 877	13 869	6.4	6.4	6.2	17.4	21.2
福山市	4 749	9 898	11 712	9 732	4 202	6.5	5.3	6.3	10.8	9.5
呉市	1 286	3 256	3 589	8 997	3 598	3.5	3.7	4.1	22.4	12.7
下関市	977	1 895	3 275	8 815	2 954	2.7	1.9	3.2	18.9	10.5
高松市	3 931	8 296	14 423	11 879	9 410	5.9	4.8	8.4	18.1	21.6
松山市	4 056	8 560	8 941	9 936	5 933	4.9	4.1	4.3	12.8	11.4
高知市	2 394	3 957	8 131	4 995	4 983	4.6	3.0	6.1	10.4	15.1
久留米市	1 995	8 774	9 473	13 864	5 024	4.5	7.3	7.9	20.5	16.2
長崎市	4 484	7 540	5 385	10 963	4 483	5.4	4.4	3.1	16.4	9.7
佐世保市	6 053	8 024	7 230	9 211	5 011	14.3	8.2	7.4	21.2	15.8
大分市	2 243	11 302	7 700	9 357	7 378	3.2	5.8	4.0	11.7	14.9
宮崎市	2 558	9 377	11 279	16 362	4 948	4.5	5.7	6.9	21.4	11.0
鹿児島市	4 035	10 263	10 055	22 241	11 140	4.2	4.2	4.1	18.0	15.6
那覇市	5 119	9 251	9 974	6 075	3 283	9.9	7.1	7.7	12.5	10.5
その他政令市(再掲)										
小樽市	566	752	1 410	1 965	1 288	2.7	1.6	2.9	9.4	9.3
町田市	-	-	8 713	6 932	6 197	-	-	4.9	11.6	14.8
藤沢市	2 255	15 102	14 291	15 101	10 950	3.2	8.4	7.9	17.5	17.8
茅ヶ崎市	2 740	8 376	8 282	3 594	2 585	6.8	8.2	8.1	9.8	10.3
四日市市	5 310	6 701	9 185	10 890	6 692	10.7	5.3	7.3	18.3	17.9
大牟田市	865	1 116	1 835	1 636	1 226	4.7	2.5	4.1	10.4	11.5

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」26、27頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

第2期は、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われ

る。

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより第 1 期、第 2 期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

令和元年度に 18 歳となる者（平成 13 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の接種が十分に行われていないことから、令和元年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、初回接種は 27 日以上、標準的には 27 日から 56 日までの間隔において 3 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔において 1 回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者について、生後 12 月までに 27 日以上の間隔において 3 回、追加接種については生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行われる。

「子宮頸がん予防ワクチン」（女性のみ対象）

組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1 月の間隔において 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔において 1 回行われる。

組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2 月の間隔において 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔において 1 回行われる。

なお、平成 25 年 6 月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられている。

「水痘ワクチン」

生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者に対し、生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間を 1 回目の接種の標準的な接種期間として、3 月以上、標準的には 6 月から 12 月までの間隔において 2 回行われる。

「B 型肝炎ワクチン」

生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27 日以上の間隔において 2 回、第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔において 1 回行われる。

なお、平成 28 年 10 月から定期接種化された。

「麻しん・風しんワクチン」

第 1 期は、生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者に対し 1 回、第 2 期は 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の 1 年間にある者）に対し行われる。

「BCG ワクチン」

生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 1 回行われる。

「インフルエンザワクチン」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65 歳以上の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者に 1 回行われる。60 歳以上 65 歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も定期接種の対象となる。また、

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、平成 31 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者も定期接種の対象となる。

健康増進編

平成 20 年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成 18 年 4 月 1 日施行）により、65 歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成 18 年度より対象者を変更した。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳以上 74 歳以下の特定健康診査非対象者及び 75 歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添）」（以下、「指針」という。）に基づき実施されている。

平成 28 年 2 月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受

診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）及び「指針」に基づき、40～69 歳（胃がん検診は平成 28 年度以降 50 歳～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 50 歳以上の男女

（ただし、胃部エックス線検査は 40 歳以上の者を対象としても差し支えない）

受診間隔 平成 28 年度以降 2 年に 1 度

（ただし、胃部エックス線検査は年 1 回実施しても差し支えない）

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「50 歳以上 69 歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

・肺がん検診

受診対象 40 歳以上の男女（喀痰細胞診は 50 歳以上）

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 20 年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

・大腸がん検診

受診対象 40 歳以上の男女

問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診（平成 24 年度までは「子宮がん検診」として報告されている。）

受診対象 平成 16 年度以降 20 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 17 年度以降 「頸部細胞診受診者」

・乳がん検診

受診対象 平成 16 年度以降 40 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「マンモグラフィ受診者」

「がん検診受診率」（令和元年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

・肺がん及び大腸がん

受診率 = (受診者数 / 対象者数) × 100

・胃がん、子宮頸がん及び乳がん（平成 18 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成 17 年度から受診率の算出方法を変更している。）

受診率 = (前年度の受診者数 + 当該年度の受診者数 - 2 年連続の受診者数) / (当該年度の
対象者数) × 100

「精密検査受診率」（平成 30 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査受診率 = (要精密検査者数 - 精密検査未受診者数 - 精密検査未把握者数) / 要精密検査

者数×100

「精密検査未受診率」 （平成 30 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未受診率＝精密検査未受診者数／要精密検査者数×100

「精密検査未把握率」 （平成 30 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未把握率＝精密検査未把握者数／要精密検査者数×100

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。